

2019年3月吉日

お取引先各位

株式会社 **イチケン**

約束手形の手形期間の短縮について

拝啓 貴社におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

また、平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社からお取引先の皆様への取引代金のお支払いについては、個別契約に定めた支払条件により行っておりますが、今般、既に締結済みの個別契約の定めにかかわらず、約束手形により取引代金をお支払いする場合の支払条件を見直し、手形期間を下記のとおり短縮することと致しましたので、ご通知申し上げます。

今後とも、倍旧のご高配を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬 具

記

●変更内容 : <現 行> 約束手形の手形期間 【90日】

<変更後> 約束手形の手形期間 【60日】

※約束手形の支払期日は各月 25 日に統一します。

●変更時期 : 2019年4月請求(2019年5月支払分〔5月31日振出手形〕)より

●手続き等 : 今回の手形期間の短縮に関して、個別契約の変更手続きを含め、貴社による手続きは不要です。

以 上

※ この通知は約束手形によるお支払いのないお取引先にもお送りしております。

※ 本件に関するお問合せは、お取引のある弊社担当部署へご連絡ください。

拠点名	部署名	電話番号
本 社	財 務 経 理 部	03-5931-5642
東 京 支 店	業 務 管 理 部	03-5931-5650
関 西 支 店	業 務 管 理 部	06-6253-6200
福 岡 支 店	業 務 管 理 部	092-515-1810
札 幌 支 店	業 務 管 理 部	011-218-5511